

EC 共同農業政策の改革をめぐる

——一般的過剰生産の出現と EC の対応——

田 中 素 香

1. はじめに

1986年春 EC は財政危機に襲われた。共同農業市場への支出が急増して EC 委員会が市場価格の維持に必要とする資金が底をつき、一種の「流動性危機」に陥ったのである。直接の原因はドル為替相場の急激な下落であった。1985年3月には $\$1=1.5$ ECU にまで上昇していたドル相場は、わずか1年後には $\$1=1$ ECU に迫るところまで大幅に下落した。ほぼ総ての品目について世界市場価格を上回る EC 農産物の輸出には払戻金(refund)と呼ばれる輸出補助金の支出が不可欠であるが、多くの農産物が世界市場ではドルで建値されるので、ドル相場が ECU に対して下落すれば、輸出補助金も増加せねばならない。現段階ではドルが ECU に対して10%下落するごとに、年間8億から10億 ECU の支出増加となる。このために「流動性危機」が生じたのであるが、それは同時に EC 財政全体の危機を意味するものであった。というのは、EC 財政収入の過半を占める付加価値税収入の上限が従来課税基準の1%に据え置かれてきたのを、1986年から1.4%に引き上げたのに、その1年目に支出が収入を上回ることが現実になったからである。

しかしこの財政危機をドル相場下落のみに帰着させるとすれば、それは皮相な見解と言わねばならない。この危機を分析してみると、その原因はもっと根が深く影響も広範であり、端的に言えば、高度資本主義の体制問題としての性格を帯びているように思われるのである。

財政危機の背後には、EC 農業の慢性的な過剰生産構造が横たわっている。すでに1970年代初めから CAP は過剰生産を最大の問題として抱え

込んできてはいたが、ほとんどの場合、それはミルク生産部門のみの問題であるか、あるいは牛肉生産などの一時的な過剰問題にすぎなかった。しかし1980年代にはほとんど総ての主要農産物に構造的な過剰生産が現れてきた。農業部面における一般的過剰生産の出現に先ず根底的な問題を見るのである。それは高度資本主義が農村経済の安定のために採用し運営してきた農産物価格支持制度が生産の発展を促した結果ついに行き着いた袋小路だからである。

EC には冒頭に述べた財政危機以前から、特に1980年代に入って後に、慢性的な過剰生産が出現しており、それに対して、すでに1984年からミルク部門で生産割当制が採用されたし、1985年には EC 委員会がいわゆる“Green Paper of 1985”を提出して穀物部門の過剰生産の是正方針を明らかにしている。そこで一般的過剰生産とその是正方針を検討することによって、EC における農産物過剰問題の将来について一定の展望を得ることができるであろう。

その展望は現在世界的規模で進展しつつある農産物過剰生産問題へ一定の示唆を与えるであろう。1980年代は70年代と対照的に世界的な食料過剰生産の時期となったが、その中で政策に支持された高度資本主義国の輸出は急激に伸び、発展途上国の増産と重なって、世界的な農産物過剰をますます悪化させ、ひいては発展途上国の外貨獲得を阻害することによって、経済の低成長を自ら引きよせているのである。(世界銀行の報告によれば1978年から発展途上国の食料品貿易収支は1960年以降維持してきた約30億ドルの黒字から赤字に転化した。他方資本主義的工業国の食料品貿易収支は70年代半ばから黒字となっていたが、

1978年から急上昇し80-84年には平均約150億ドル余りにも達している¹⁾。

更にECについて得られた展望は現在進展しつつあるGATT新ラウンドを検討する場合の1つの資料となる。世界的な食料過剰生産に対して経済学者や国際機関が提唱できる提案と言えば、「市場適応型(market-oriented)農業政策」であり、農産物貿易の自由化である²⁾。穀物部門の過剰生産に対してEC委員会が行った提案も同じ趣旨のものであるが、それにたいするECレベルの反応を検討することによって高度資本主義の「市場適応」的な農業政策への姿勢を解明する場合のひとつのケーススタデーを得ることができよう。

2. EC 農業の一般的過剰生産の構造

A. 共同農業政策の変質

ECにおける農産物の過剰生産とそのはけ口としての輸出の増加は、共同農業政策(以下CAPと略称する)の制度に支えられている。EEC条約は第39条において共同農業政策の目標を5つ掲げているが、それは「生産力の向上」、「農民の生活水準の保証」、「市場の安定」、「供給の保証」、「消費者への妥当な価格」である。これを今日の観点から見直してみると、ECは農業政策に産業政策と社会政策の2つの役割を担わせようとしたことが分かる。「農民の生活水準の保証」というのは、社会政策的観点であるし、他の4つは産業政策的観点が強い。そしてこれら2つの役割を1つの制度に同時に担わせた。その制度は「統一価格、共同体優先、共同財政」を3大原則としていた。「統一価格」=価格支持制度で価格を人為的に支え、

EC外部からの影響は「共同体優先」の保護主義によって遮断し、もって上の5つの目標を達成しようとするのである。制度そのものの説明は他に譲らざるをえないが³⁾、ここで強調しておきたいのは、第1にこの制度は1960年代前半のECの状態を前提していたが、当時ECは大部分の農産物について純輸入地域であった、第2に価格支持による農民の生活保証の基準は平均的な農民の所得を他の生産部門の賃金と比較して劣ったものとならないようにするというを想定していたということである。

上の第1の点に関連していえば、純輸入地域であるECは輸入課徴金収入をあげることになるが、それをもって制度を運営すること、輸出補助金は例外的な過剰生産の際に「市場の安定」を実現するための補助装置と考えられていたのであった⁴⁾。だが「共同体優先」によって世界市場の価格変動から守られ、EC構成国の農林大臣が共同で決定する農民に有利な支持価格、肥料や機械の投入の増大、技術発展に支えられて、過去25年間に農業生産の量的な増大は年率1.5-2%、もっとも生産性上昇の顕著な小麦の場合には年率3%に達した(ちなみに小麦生産は耕地の増大によってではなく土地生産性の上昇によってこれを実現した。1975-79年平均で4.24トン/haであったのが1980-84年平均では5.16トン/haとなった)。ところが消費は年率0.5%でしか伸びなかったので、多くの生産物が自給率100%を越え、輸出に向かうようになった。それが構造化し顕著になるのは1970年代末以降のことである。CAPの当初の想定とは反対に、ECはアメリカに次ぐ大農産物輸出「国」となった。それとともに輸出補助金は世界市場へ農産物を吐き出す攻撃の武器に転化し、輸出補助金支出も急増したのである。

CAPがもたらしたEC農業の変質として、もう1つ見落とすことができないのは、上述の第2

1) Kaletsky, Anatole [13]. 世銀の試算では、現在主要な温帯食料——穀物、米、肉、酪農品——を世界市場価格に晒すなら、工業国は460億ドル、発展途上国は180億ドルを得る。工業国では価格低下による消費者の利益1040億ドル、農民の損失560億ドルであり、発展途上国では価格上昇の結果である上記金額はほとんど農民にいく。

2) そのような提案を盛り込んだ研究として、Johnson/Hemmi/Lardinois [11]がある。発展途上国の利害を強く反映する傾きのある世銀、UNCTADもほぼ同じ立場である。後者については、UNCTAD [22]を参照せよ。

3) CAPの制度については田中素香[20]第5章3を参照されたい。なおCAPの保護政策を詳しく解明した最近の労作として、柘植徳雄[21]を挙げておきたい。

4) Commission of the EC [4], pp. 39-40.

表1 大経営への生産の集中

(単位: %)

経営規模	畜牛		乳牛		豚				
	60頭以上保有		30頭以上保有		400頭以上保有				
年	経営数	頭数	経営数	頭数	経営数	頭数			
1977年	12.5	48.0	9.5	38.6	1.2	33.4			
1984年	16.3	56.2	12.2	51.5	2.6	52.1			
経営規模	29頭以下保有		14頭以下保有		49頭以下保有				
	経営数	頭数	経営数	頭数	経営数	頭数			
1977年	69.5	25.7	71.1	30.5	88.7	19.4			
1984年	65.5	20.4	64.5	21.7	87.1	11.7			
備考:	経営総数	総頭数	平均頭数	経営総数	総頭数	平均頭数	経営総数	総頭数	平均頭数
1977年	n. a.	7781万*	28.4	n. a.	2530万*	12.9	n. a.	7505万*	29.2
1984年	241万	7849万	32.8	162万	2490万	15.7	186万	7963万	42.0

[注] * 1978年。

1) 畜牛は肉牛と乳牛を含む。ECの牛肉生産の約80%は乳牛による。

2) 1977年はEC9, 1984年はEC10(ギリシアを含む)。

[出所] Commission of the EC [5], 1979, 1985.

のCAPの前提と関連して、農業経営の所得格差の増大、つまり農業構造の変化が生じたことである。CAPによる価格支持は、効率のいかに問わず、平均的な農業経営を基準としてその所得を保証するというで開始されたが、それは必ずしも非現実的とは言えなかったであろう。たとえば小農を中心とする西ドイツの場合、1960年代初めには、経営あたりの所得分布は平均的経営の周辺に高い割合が集中していたのである。しかしこのような状態は急速に変化していく⁵⁾。平均的経営の所得保証を基準とする価格支持が、大規模生産を行い単位コストの低い富農層に有利であるのは明らかである。技術の進歩に応じて機械化などの投資を迫られながらそれを十分に活用するだけの耕地や家畜数を保有していない多数の農民に支持価格の引き上げの要求が最も強いが、価格の引き上げから最も利益を引き出すのは富農層であるという、些か皮肉な関係がそこに形成されている。

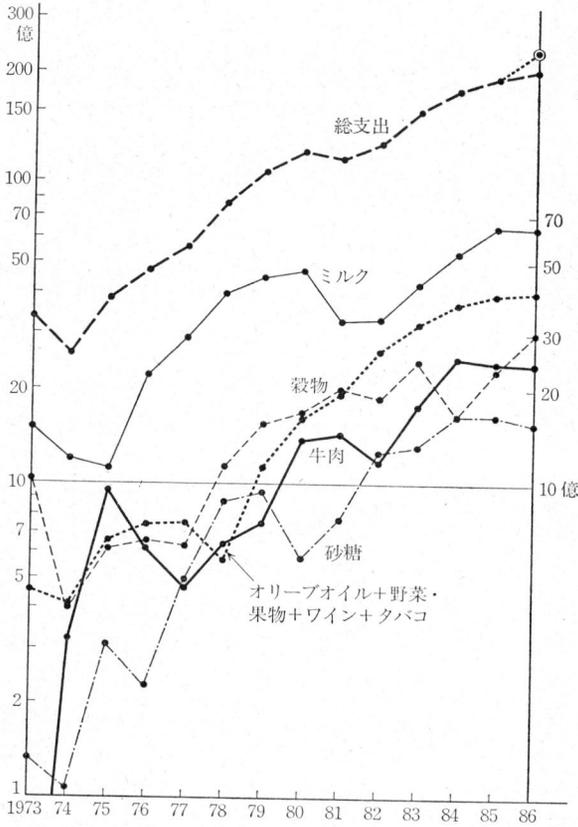
その結果、ひとにぎりの大経営が生産に占める割合はほぼ恒常的に上昇した。1980年にはわずか6.1%の経営が耕地の41.9%を耕作している。同

5) 西ドイツの実例は、田中素香 [20], pp. 138-9。またイタリアについて「資本家的農業の全部と農民的農業の少なからぬ部分」のCAPへの編成を説明した力作として、フェビアニ、グイド [7]がある。特に、その5,6章を参照。

じょうな状態は、畜産部門でも、大規模経営の利益の大きいと言われる肉牛部門だけではなく、従来比較的小農経営を中心とすると言われてきた酪農や養豚にも顕著に現れている。表1に示されているように、1984年にはこれら3つの部門では、家畜数の過半は、畜牛で60頭以上を保有する16%の経営に、ミルクでは同じく30頭以上を保有する12%の経営に、養豚では400頭以上を保有するわずか2.6%の経営によって所有されているのである。1977年と比べると、この規模の経営数と保有家畜数が全体に占める割合はそれぞれ上昇しており、経営規模の拡大と生産の上位集中を物語っている。反対に3つの部門総てにおいて、平均保有頭数以下しか保有していない経営のウエイトは、経営数でも保有頭数でも減少している。もっとも経営数に占める割合はなお極めて大きいのだが。

以上によって、いずれの場合にも、ひとにぎりの経営への生産の集中が進んでいることが明らかであり、それは第1に平均的農民の所得保証をメドに設定されたはずの支持価格が大経営に高い利潤率を保証し大規模化への進展を可能にしているということ、第2に生産、したがってまた過剰生産のますます多くの割合をそれら富農層が担当し、そのためにますます増大する財政支出をタックス

図1 農業基金保証部門の支出 (単位: ECU)



[註] 1) 1973-75の単位はUA。
 2) 1985年は7月19日に承認された支出を含む予算額。
 3) 1986年は当初予算。同年の点線は春の段階の予想支出額。
 4) グラフは片対数。
 [出所] Commission of the EC [5] 各年号。

ペイヤーが負担していることを意味している。

B. 一般的過剰生産の発展と EC 財政への反映

ECにおける農産物の生産増加は、EC域内の消費を越え、多くの部門で輸出の急増を引き起こした。その状態は欧州農業基金の保証部門の支出に反映する。消費を越える生産物部分が介入によって買い上げられ保蔵されると「介入費」支出が生じ、輸出されると「払戻金」に計上されるのである。季節的な要因によって自給率100%以下の場合でも介入費を要するし、輸出されることもあるが、大体において支出が急に増えるのは自給率が高くなってからである。図1に1973年以降の農業基金保証部門(介入と輸出補助金に支出する。品目によっては補助金や蒸留費などを含む)の総

支出、3大支出品目であるミルク、穀物、牛肉と、砂糖——以上はいずれも温帯生産物、ECのいわゆる北方生産物である——、更に主要な南方生産物である[オリーブオイル+野菜・果物+ワイン+タバコ]の合計値、それぞれの推移を示している。最後の南方生産物に分類した品目は一部北方でも生産されるが、主として南方つまり地中海地域の生産物である。1973年に34億ECUに過ぎなかった総支出は86年には200億ECUを上回った。個々の品目についていくつか特徴をあげると、(1)1978年までミルク生産物が単独で総支出の約半分を占めていたが、80年代にはいると30%程度に下落した、(2)穀物、牛肉は合計して大体25%程度を維持し、総支出とほぼ同じ伸びを示している、(以上3品目を合計すると、1980年代で全体の55-60%程度を占めている

), (3)南方4品目合計は、1981年以降穀物および牛肉を抜いて2位に上昇した。南方農産物については、従来北方農産物に対して冷遇されているとの批判が繰り返し行われてきた。今日もそれがなくなっているわけではないが、それでもスペイン、ポルトガルの加盟への対応(「統合地中海計画」の実施)や地域政策的意義の重視などの結果、最近に至って構造政策を含めて保護の手が差し伸べられ、それが生産の増加につながっているのである。以上を要約すれば、1970年代には過剰生産にともなう財政問題はほぼミルク部門に限られていたが、1980年代になると多くの生産物に拡張し、CAP全体が構造的な過剰問題にとりつかれたといえよう。つまり一般的過剰生産の定着であ

る。

こうして EC は今日ではアメリカに次ぐ世界第 2 位の食料品輸出領域となった。酪農品、牛肉では世界第 1 位、穀物と砂糖で第 2 位、ワイン、アルコール飲料でも世界有数の輸出「国」である。生産においても、穀物でアメリカ、ソ連に次ぎ、ソ連の最近の生産不振によってそれにキャッチアップする勢いを示している。構成国をとっても、例えばフランスは小麦生産ですでにカナダを追い越している。

このような生産、輸出の推移が世界貿易に与えた影響について詳しく述べる余裕はないが、次の点だけを指摘しておこう。第 1 に、温帯生産物の EC 域外からの輸入は 1970 年代末に急激に減少した。オーストラリア、ニュージーランドのような国の輸出はイギリスが EC に加盟したこととあわせて急減し、日本などへの輸出先の転換を図らざるを得なかった⁶⁾。特に発展途上国にとって 1973-78 年の農産物輸出の 3 分の 1 は EC 向けであり、1979 年で約 270 億ドルに達していたのに、温帯食料品の輸出はその後急減し、ゆっくり輸出が増えているのは熱帯産品のみすぎない⁷⁾。第 2 に、食料品の貿易収支赤字は縮小した。過去 20 年間 EC 農産物輸出の伸びは生産の伸びの 2 倍に達したが、とりわけ 1980 年以降世界輸出の伸びを上回り、輸入はそれを下回った。食料品(SITC 0)のみを取り上げると、輸入は 1978 年に 267 億ドル、1983 年に 266 億ドルと変わらず、輸出は同じく 109 億ドルから 164 億ドルに増加したので、収支は 158 億ドルから 103 億ドルへ差引き 55 億ドル改善した⁸⁾。共同市場組織に包括されている生産物のみを取っても ECU を単位にして計算してみると 1973-83 年で輸入は 133→258 億 ECU と 1.9 倍、輸出は 49→177 億 ECU と 3.6 倍に増え、収支は赤字約 80 億 ECU と変わらないが、経済規模の拡大に比して縮小している⁹⁾。CAP の 1980

年代の発展は、このように、EC 財政問題を越えて世界農産物貿易にも大きな影響を与えているのである。

3. 農産物過剰生産の是正のための提案と施策

A. 価格引き下げによる是正——EC 委員会の“Green Paper of 1985”——

既存の生産増大傾向を放置すれば、例えば穀物の余剰累積量は、比較的楽観的な輸出見通しに立脚しても、1985/86 年 4700 万トンから 1990/91 年には 7500 万トンに増加するという。悲観的な見通しではそれは 1 億トンあるいはそれ以上に達することになるが、国際小麦理事会(International Wheat Council)による 1990 年の穀物(米を除く)の総貿易量の推定値は、2 億 2500 万トンに過ぎないのである¹⁰⁾。穀物は年毎の豊凶によって生産量が相当大きく変動するから、これらの見通しがそのまま実現するとは勿論言えないが、それにしても、現状に CAP を放置することはもはや不可能であり、過剰生産の是正をなんとしても実現しなければならないのである。それは、変質してしまった CAP の制度に手をつけることを意味する。

過剰生産を市場によって是正するもっとも正統的な方法は価格の引き下げである。CAP の場合には支持価格の相当大幅な引き下げということになる。それによって生産コストの高い経営を生産から脱落させ、生産性の高い経営だけが生産を継続できるようにする。後者は生産から脱落した経営が保有していた土地などの生産手段を併合し、合理化を進め、世界市場でも、輸出補助金無しに競争できるようになるかもしれない。いずれにせよ、農業構造の改善と輸出補助金の引き下げが同時に実現するわけであって、EC にとって理想的な改革といえるであろう。他方で価格引き下げに耐えきれないで脱落する農民への所得保証や年金の積増しなどの社会政策を避けることができない。

EC 委員会は、その“Green Paper of 1985”の中で穀物部門を CAP の「要め石」と呼んで、先ずこの部門で価格引き下げ/所得補償方式を適用し

6) 加賀爪優 [10]。

7) Koester/Bale [15], p. 3. なお磯野喜美子 [9] は 2 つの商品を取り上げたケーススタディーである。

8) Commission of the EC [5], 1985, pp. 262-3.

9) Commission of the EC [4], Table 1C.

10) Jonston, Michael [12], pp. 1-2, & p. 9.

たいとしている。その背景には、次のような穀物部門の生産構造がある。穀物生産経営は EC 10 ヶ国で 375 万を数え、EC 7 ヶ国では半数以上の農民が穀物を生産している。しかし、生産の中心にはごく少数の大農が位置しており、45 万の経営、つまりわずか 12% が過半を生産している。ちなみに 50 ha 以上の耕地を所有する経営は約 35 万である。特にパリ地域、イングランド南部はもっとも効率的な「スペシャリスト」が集中しており、規模は劣るが、西ドイツ北部にも大農の集積がみられる。他の極に小農が位置しているが、彼らは牧畜と穀作を兼営するなり、農業外の職業と兼業するなりしている場合が比較的多い。両者の中間に中農があり、その相当多くは所得の大部分を穀物に頼っている。

EC 委員会の提案の核心は、次のようなものである。穀物の実質価格を相当大幅に一定期間にわたって引き下げ続ける。これによっても若干の生産量の増大が生じるであろうが、価格が下がっているので競争力が上がり、輸出および EC 域内での飼料、輸入穀物の代替などによって、需要を確保できるであろう。輸出補助金は大幅に減少する。その過程でとくに穀物生産への所得依存度の高い中程度の経営は大きな打撃を受けるので、所得補償を行わねばならない¹¹⁾。

所得補償の方式としては、不足払い制度が従来から行われてきているが、それは巨大な費用を要し、また生産を刺激するので採用できない¹²⁾。そこで次のようないくつかのアプローチを併用する¹³⁾。(1) 期間前年金制度。農業を主たる職業とする農民に離農を条件に 55 歳から年金を支給(通常は 65 歳から)する。有資格の農民数は 60 万人である。この形態での離農を効率的に進めるには、構成国政府が EC の補償に上乘せすることが望ましい。(2) 構造的アプローチ。所得の 50% 以上を

農業から得ており、かつ労働時間の 50% 以上を農業に振り向けているいわゆる専門農民(professional farmers)の場合、価格引き下げの結果として、所得が減少し、かつ債務の担保となっている土地の価格が下がるので、経営がたちいかななくなる恐れが十分にある。債務に対する一時的な補助を行えば経営を持続できる経営には農業基金指導部門(農業構造政策を担当する)が支援を行う。所得の減少については、その地域の平均所得の例えば 75% 以下に下がった場合に、一定の補償をするが、期間は 5 年、補償額は逡減的とし、この期間に経営を継続できないことが明らかになれば、農業外に職業を求めるなり、期間前年金支給制度に依存するなりする。委員会の見積りでは約 190 万人がこれに該当し、農業基金指導部門の支出は 5 年間で 40-60 億 ECU である。(3) 社会的アプローチ。代替的雇用のない地域の非常に貧困な農民に集中される。農民の総所得がその地域の賃金所得にくらべて $x\%$ 低いときに、差額を補償する。補償は農地所有者に限り、また環境保全的な意味あいをもつ農地を中心に考える。適用を受ける農民数は 100-150 万人である。(4) 買い上げアプローチ。零細地や生産性に恵まれない土地を所有する農民が休耕措置を取ったり、耕作権を放棄したりしたときに、生産量などに応じて所得補償を行う。

以上から明らかのように、委員会の提案は、価格引き下げ/所得補償方式であり、将来の生産を大農と価格引き下げに耐えぬく力のあることを実証した一部の専門農民とに委ね、その他の農民は、農外に職業を求めるか、引退するか、休耕するか、あるいは環境保全としての農業を担当するか、いずれにせよ、農業生産力としては計算外におかれることになる。表現を変えれば、従来 CAP が不可分に担ってきた産業政策としての農業政策と社会政策としての農業政策を 2 つに明確に分け、前者のみを残すというのである。産業政策としての農業政策は大農中心に編成し、内外の市場に安価な穀物を供給する。価格引き下げによって輸出補助金や介入費用は削減される。他方で、価格引き下げを耐え抜く力のない経営は農業から撤退させてその所有者を社会政策の対象とする。中小農の

11) Commission of the EC [4], pp. 23-4.

12) これに関連して注目されるのは、UNCTAD の見解であり、価格に及ぼす影響という点から、EC 型の輸入課徴金よりも、世界市場価格を受け入れて生産者に直接所得補助をする不足払い制度を推奨している。UNCTAD [22], 81 ページ。

13) Commission of the EC [4], pp. 57-62.

安楽死計画と言うこともできるであろう。

B. マンスホルト・プランとの比較

このように、農業政策が担ってきた産業政策としての役割と社会政策としての役割をはっきりと区分し、大農を産業政策としての農業の担い手とし、中小農の安楽死をはかるという点では、委員会提案はかつてのマンスホルト・プランを引き継いでいる。そこで両者を簡単に比較しておきたい。

マンスホルト・プランの核心は、10年間(1971-80)の間に農業就業者の半数を離農させ、残った経営を単独でか集団化によってか「生産単位」に転化させる。この「生産単位」は各々の生産領域で最適規模の生産を達成しなければならないが、その規模は、穀物で80-120 ha、酪農で40-60頭、肉牛で150-200頭、養豚で450-600頭である。「生産単位」はさらに他の生産領域の「生産単位」と結びついて「近代的農業企業」を組織し、価格変動への抵抗力を獲得する。「生産単位」の規模の設定においてはアメリカ農業との競争が強く意識されている。つまりEC農業の構造改善によってアメリカ農業と世界市場で競争できるものにしよというのがマンスホルト・プランの基本構想であったと言えよう¹⁴⁾。

今回の“Green Paper”においてEC委員会は、EC農業が家族経営に支えられていることを理由に「アメリカ型」への構造改善は欧州では「可能でもないし、望ましくもない」と明言している¹⁵⁾。マンスホルト・プランは農民の抵抗にあって実現しなかったが、農民がそのような構造改善計画を受け入れないであろうことは今日でもかつてと同じであるし、しかも世界農産物市場の過剰生産状態を前に大規模化と増産を意味する提案は行えないというのであろう。しかし他方で、表1の大農の経営規模を見てみると、マンスホルト・プランにいう「生産単位」のレベルに達しているか比較的接近している。言うまでもなく、15年前と今日

14) Kommission der EG [16]. なおこのプランの運命については、田中素香 [20] 138-42 ページを参照。

15) Commission of the EC [4], p. II. フルタイム、パートタイム一切を合わせるとECの農業就業者は1400万人であるが、その内家族と無関係の者は100万人に過ぎない(p. 12)。

では技術水準が違うからその規模はもはや今日の最適規模ではない。とはいえ、ひとまずの経営規模に大経営は構造改善政策の力を借りないで到達したのであって、その部分に今後のEC農業を委ねようというのが委員会提案の本音とみてよい。それ故、「アメリカ型」との違いを強調しているからといって、家族農業を守ろうとしているわけでは決してないのである。

EC委員会の意図は、価格引き下げによって大経営のみを残そうとする点にあるということは上述したとおりである。そこでその価格引き下げの幅が問題になる。この問題を考えるためには、1970年代以降の価格の推移を参考にする必要がある。表2に示すように、1972年から86年に至る実質農産物価格の運動は4つの時期に分けられる。実質価格が上昇すると急激な生産拡大が起こり、財政危機を招いて価格抑制に移り、それによって財政危機が一時緩和され農民の不満が高まると再度価格抑制は緩められ、またもや財政危機を引き起こすという過程の繰り返しである。しかも年率3%程度の引き下げを2年続けたくらいでは過剰生産の解消に効果はなかったことがわかる

表2 農産物の実質価格の平均上昇率 (単位: %)

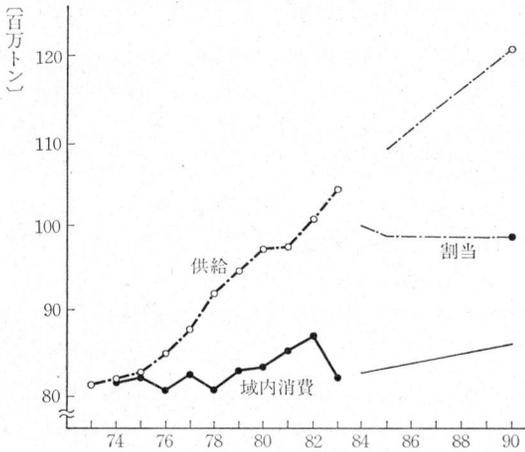
国名	77/78		80/81		83/84*		85/86	
	72/73	77/78	80/81	80/81	83/84	83/84	72/73	72/73
西ドイツ	+7.1	-6.8	+3.2	-4.4	-1.4			
フランス	-2.7	+5.0	+1.9	-6.1	-11.7			
イタリア	+18.8	-12.9	-8.9	-8.8	-14.0			
オランダ	-8.6	-7.5	+7.2	-4.8	-13.7			
ベルギー	-6.3	-0.3	+17.5	-6.1	+3.1			
ルクセンブルグ	+0.2	-11.0	+10.0	-5.3	-7.2			
イギリス	+43.0	-12.2	-0.4	-9.3	+13.5			
アイルランド	+38.5	-17.0	-7.3	-7.0	-0.9			
デンマーク	+2.9	-7.1	+1.4	-7.6	-10.4			
ギリシャ	-	-	-7.0	-5.1	-			
平均上昇率 (年率)	+8.7 (+1.7)	-8.2 (-2.7)	+0.3 (+0.1)	-6.6 (-3.2)	-6.5 (-0.5)			

[註] * ギリシャについては1983/84/1981/82。

- 1) 最終的な農業生産に応じた価値額によってウェイトづけした価格の上昇の平均値。
- 2) 算定の基礎となる統一価格には指標価格かそれに相当するものをとった。
- 3) 統一価格を国民的価格に換算するグリーンレートは各々の農産品年度の年度末値をとった。
- 4) 西ドイツとオランダについては1985年1月1日に生じたプラスMCAの除去による価格下落を含んでいない(農民の所得下落には当該国とECとが所得補償をした)。

[出所] Commission of the EC [4], Table 9.

図2 ECにおけるミルク生産物需給と生産割当



- [註] 1) 「酪農用引渡し」(deliveries to dairies)のみ。ただしギリシアのみはミルク総生産高で計算。
 2) 消費はバターベースのミルク同等品(milk equivalent on butter basis)で計算。
 3) 供給・需要の1984-90年は推定値。

[出所] Commission of the EC [5], 1984, p. 52.

のである。この経過から EC 委員会は2つの結論を引き出している。第1は生産水準に影響を及ぼすためには価格引き下げは相当大幅でなければならない、第2に価格を引き下げると生産者は固定コストをカバーするために増産によって対処するので価格抑制の効果が現れるまでには数年を要し、したがって比較的長期間価格抑制を首尾一貫して追求することが不可欠である¹⁶⁾。そこではしかし価格引き下げの数値は明示されていない。

Agra Europe は、「Green Paper」の論評において、穀物部門の価格引き下げの値を具体的に20%と書いている。これだけの引き下げが実現すれば、限界的な耕作地で生産している穀物生産者——彼らは1億4000万トンの穀物生産の約半分を生産している——を利益のあがらない状態に追いやることができ、これによって25%以上の生産を削減して生産と消費の均衡を達成できるであろう。しかしその過程で、約200万にのぼる限界的生产者の約半数が EC 委員会の所得補償の適格者となり、所得補償を1人年間2000 ECUとして年間 EC 全体で20億 ECUを要するが、それは節約される輸出補助金から捻出できる¹⁷⁾。これが、

16) Commission of the EC, [4], pp. 17-9.

17) Agra Europe [1], p. 17.

「Green Paper」の計算なのである。

C. ミルク部門における生産割当制の導入

価格の大幅引き下げとならんで過剰生産を抑制するもう1つの方法は直接の生産割当制である。この方法は、「Green Paper」の market-oriented な方法とは正反対に、国家が生産量の決定に直接介入するわけであり、一種の統制経済に他ならない。それ故、市場重視の農業政策の提唱者にとっては許しがたい方法といえる¹⁸⁾。しかし EC で先ず採用されたのは、こちらであり、その検討を欠かすわけにはいかない。

図2に示されているように、1974-75年にはミルク生産物の需給はほぼ均衡していたが、1970年代の後半に乖離が拡大し、1983年には消費が不況の影響で8200万トンに下落したのに、生産は1億400万トンに達し、差は2200万トンに開いた。1980年代前半の生産のトレンドが持続すれば、1990年には生産と消費の差は3000万トンを軽く上回るであろうが、それは世界が EC のみから輸入するとしても吸収できそうにない量である。

ECにおけるこのような生産と消費の乖離に対して、すでに1977年にいわゆる「共同責任課徴金制」が導入された。これは域内消費と輸出動向を勘案して定めた一定の限界を生産が越えると、販売収入の一部を課徴金として生産者が負担し、それによって基金を作り乳製品の販売拡大に利用するというものである。それに加えてミルク部門の支持価格は1981年から消費者物価上昇率以下に抑えられてきた。しかし、これらの政策は、価格抑制からくる実質所得への打撃を生産量の増加で克服しようとする農民の増産活動の前に無力であった。「共同責任課徴金制」が課する課徴金も比較的 low rate (指標価格の1.5-2.5%)であって、生産性の上昇で吸収されうる程度のものであった。前節で明らかにした大農への生産集中傾向を見れば、この程度の賦課金や価格上昇率が増産による生産性の上昇で吸収されないはずはないのである。

18) 例えば前出の Johnson/Hemmi/Lardinois [11] は、p. 49で EC のミルク部門の割当制を批判し、それが恒久的な制度にならないようにするとともに、いづれ適切な価格制度で置き換えることを求めている。

1984年3月には、やはり過剰在庫を抱えたアメリカの補助金付き輸出の圧迫を受けるという事情もあって、バター在庫は90万トン、ミルクパウダーの在庫も同じく90万トンに達した。

こうして「共同責任制」を越える生産割当制(割当量を超過した生産者には特別課徴金 *superlevy* を従来の共同責任課徴金に追加して賦課する)が遂に1984年に導入されるに至った。割当は、「酪農用引渡し *deliveries to dairies*」と「直接販売 *direct sales*」(中間業者を介しない生産者から消費者への直接販売)の両方に賦課されるが、量的には前者が圧倒的(100対3ないし4)である。割当は1984年4月から実施し、前者は、図2の示すとうり、1985年から約9900万トン、つまりほぼ1981年の生産水準に1989年まで釘付けされる。割当は国別に行われ、各々の1981年の生産高プラス1%とする。しかしアイルランドとイタリアについては特別の事情を勘案して1983年の生産高(1981年より高い)を基準とする。また別に「共同体留保」を認め、地域的な困難などを配慮して国または地域に配分する。1984年にはその額は33万5000トンで、イギリス、ルクセンブルグ、北アイルランドに配分された。割当は各々の生産者に割り当てる方法(Formula A)と購買者(ミルク販売業者や酪農工場など)に割り当てる方法(Formula B)のいずれかを選ぶことができる。

割当量(*reference quantities*)を生産者ないし購買者が越えた場合、課徴金はミルクの指標価格(*target price*)の100%(*formula B*)ないし75%(*formula A*, および消費者への直接販売の場合)である。後者の場合には、購買者を媒介にして生産者負担分に相当する課徴金は結局生産者が負担することになる。割当量は上述のように1981年の各国の生産量がベースになるが、各国は何も1981年の通りに各生産者や購買者に割り当てる必要はなく、1982年あるいは83年を基準にしてもよい。とにかく割当量を守れば、その配分の仕方は、近代的経営や若い生産者に特別配慮することなどを含めて、相当大幅に各国の裁量に委ねられている。徴収された課徴金はミルク部門での支出を融資するために使用される¹⁹⁾。

割当制は価格引き下げと並ぶ過剰是正の方法である。ミルク部門の9900万トンという生産量はこれを価格引き下げで実現しようとすれば、12%の価格引き下げに相当すると推定されている。EC農相理事会は、財政危機に圧迫されて、価格引き下げよりはまだまだと判断して、やむなくこの措置を採用したのであった。だがEC委員会は割当制に批判的である。複雑な管理措置、割当の修正をめぐる国家対立の可能性、旧来の生産構造の維持といった短所の他に、「再国民化」の危険性があるというのである。割当制によって生産量が抑制されると、規模の利益に反するところから生産コストは上昇するであろう。それ故、農民からは価格引き上げか所得補助の要求が生じてくる。ECレベルではいずれの措置も財政危機によって採用されにくいということになると、結局構成国政府が農民に所得補償を行わざるをえないことになる。農業市場政策では超国家機構であるECが政策権限を握っているが、構成国の間接税の相違をひとまず別としても、1970年代早々にMCA(国境調整金)の出現によって、国民経済が共同市場を分断し、一種の「再国民化」の事態が現れた。MCAはEMSの創設とそこでのEC諸通貨の為替相場の安定によって縮小される傾向にあるが、今度は、露骨な所得補助の形で「再国民化」が現れることになる。その際当然のことながら豊かな国ほど補償にも余裕を持てるから、ECレベルでの競争は歪曲され、共同市場は有名無実化する。これはEC委員会が割当制に反対し、*market-oriented*な価格引き下げを過剰是正の正当な手段とする重要な理由である²⁰⁾。「再国民化」は共同市場に立脚するECにとって「体制問題」としての性格を持っているのである。

だが1984年に導入された割当制にはもう1つ重大な欠陥がある。それは、図2に示されているように、供給を需要に量的に適合させるものではなく、たんに過剰生産の急上昇を抑制する措置に

19) 以上の割当制の説明は、European Communities [17] pp. 11-16, [18] pp. 11-16 によっている。

20) Commission of the EC [4], pp. 19-20. *Ditto* [5], 1985, pp. 74-75.

すぎないということである。供給と需要には約1500万トンほどのギャップがある。この部分はミルク生産物の輸出动向に依存するわけであるが、1984年の輸出量は、スキムドミルクパウダー約100万トン、ミルクパウダー71万トン、コンデンスミルク約76万トン、バター約76万トン、チーズ約88万トンにすぎず、酪農品におけるミルクの濃縮度を考えにいれても、上述のギャップを輸出で排出するのは容易でないことが分かるのである。輸出が抑えられれば、過剰在庫の累積は避けられない。

4. 過剰生産是正の政治的無能力

A. 過剰是正の現状

1986年夏に欧州南部は干魃に襲われ、穀物の収穫に打撃を与えた。更に穀物自給率の低いスペインとポルトガルのEC加盟によって、穀物部門では過剰問題は一時棚上げされた形となっている。1986/87年の農産物支持価格は、1986年4月農相理事会で決定されたが、パン製造用小麦の介入価格は据置き、飼料用小麦と大麦の介入価格は5%引き下げられた(いずれもECU表示)。更に品質チェックを厳しくして最大10%までの価格引き下げ効果をもたせる他に、25トンを越える出荷について農場あたり3%の課徴金を賦課して輸出促進費用などに当てることにしたが、これも実質的な価格切り下げである²¹⁾。しかしこれは過剰生産に圧されてやむを得ず採用された措置であり、EC委員会の“Green Paper of 1985”の価格引き下げの方向へ一歩を踏み出した決定と評価することはできない。そして“Green Paper”そのものもまだ農相理事会のレベルで本格的に取り上げられていないのである。

ミルク部門の割当制は導入以来2年余りを経過した。生産量でみる限り、ミルクの総生産量は、1983年の1億1200万トン(うち1億400万トン

が酪農用引渡し)から84年には1億1050万トンに低下し、85年には更に低下がみられた。それ故、生産割当制は成果を納めた。しかしその成果をミルク製品の在庫量でみる限り、割当制は成功していない。1986年10月段階で、スキムドミルクの在庫は107万トン、バターの在庫は138万トン、ともに史上最高である。なぜなら輸出が低下したからである。昨年半ばからのドル相場下落、アメリカの補助金付き輸出、発展途上国の支払い能力の低下などが、輸出を制限した要因である。しかもこのような情勢の中で、農民の生産意欲はかえって上昇し、生産拡大の動きさえみられる。1985年までは割当量は守られたものの、1986年には数%超過の予想が出ている。

イギリスの場合、割当制の導入の時点では、ショックを受けた農民に今では割当制を歓迎する声が高いと言われる。まず割当量を固定されて政府は、目いっぱい生産しないと次の抑制のときに割当を減らされることを恐れて、割当量のやり取りを許した。過剰地域があると不足地域と相殺する、過剰生産農民は不足生産農民と相殺する。したがって、割当量を越えて生産した農民も特別課徴金を払わないか、あるいはわずかの支払いで済ませることができた。そのうちに割当量を農民が相互に融通するようになった。他方で、割当制導入の代価としてミルク生産物の価格は引き下げられなかったが、生産コストは、飼料に使用される大豆、とうもろこしなどの世界的な供給過剰による十数年来の安値(1986年夏、ドル表示)への落ち込み、ドル相場と石油価格の下落などによって、相当に低下した。これによって、ミルク生産農民は1982/83年以来の良好な利潤状態を実現し、穀物についても割当制歓迎の声が聞かれるに至っているという²²⁾。しかし他方で割当制が導入される以前に1982/83年頃の生産増加率を基礎に設備拡大を行った農民は、予想したほどに生産量を伸ばすことができないので、銀行への債務支払いから圧迫を受けており、イギリスの事態を他のEC諸国に等しく当てはめるわけにはいかないが、それでも、

21) Agra Europe [2]. なお ECU にたいして中心レートを切り下げた通貨国はグリーンレートの切り下げによって、ECU 表示の統一価格から独立に、自国農産物価格を引き上げるといふ抜け道が残っている。1986年春フランスはこれを利用した。

22) Dickinson, Tim [6].

生産コストの下落と価格の安定は、割当制のショックを大きく緩和している。さもないと、84年に設定した割当額への農民の不満が噴出しているであろう。

EC 委員会はこのようなミルク生産農民の利潤状態を勘案して本年4月の価格決定理事会に4%のバター価格引き下げを提案したが、西ドイツの強烈な反対で据置きとなった。しかし割当量は向こう3年間にわたって3%引き下げることになった。しかしその程度の引き下げではならぬ根本的な解決にならないのは言うまでもない²³⁾。こうして春に勃発した財政危機は解消の展望をもちえないままに、来年に持ち越される。

B. EC 農相理事会における「国益損失最小化の原理」

1970年代末から明確化した主要農産物の過剰生産に対していままで EC が示してきた対応は、無能力と展望喪失と評価できよう。第1に、過剰生産の是正あるいは縮小という点では EC の全ての国が一致しているとしても、どの程度の縮小をなすべきか、どの様な方法を採用すべきかについては、バラバラである。構成国の農林大臣は、自国農民の最大の支持を念頭におき、したがって、Agra Europe の表現を借りれば、現状の変更を最小にする「国益損失最小化の原理」で行動するが、その背後には各国の農業構造の相違が控えている。過剰に対して価格引き下げによって対処する方向を一貫して明白にしているのは、EC で最も大規模な経営規模を有するイギリスのみである²⁴⁾。それとても生産物と国内農業の情勢いかによっては、態度を変更することがあるのはいうまでもない。フランス、ベネルクス、デンマーク、スベ

ンは、現行の CAP 制度の最大の受益者であり、「共同体優先」というその基本原則を変えるつもりはない。西ドイツは、農林大臣 Kiechle を擁する CSU(キリスト教社会同盟)が農民票の獲得を重要視しているために、「家族経営農民的農業」をスローガンに掲げて、価格引き下げや農業構造改善に原則的に反対である。EC では、600万の農民は自己労働のみで生産している。価格引き下げは、大規模経営の農業企業のみを利し、大多数の農民の利益に反すると言うのである²⁵⁾。割当制が EC 委員会の指摘するようなあらゆる短所にもかかわらずミルク部門に導入されたのも、これと同じ論理である。割当制ではその負担は不均等にはあるが(例えば割当実施の直前に生産拡大を計画して投資をした経営とそうでない経営とでは負担が違って来る)全ての経営にかかってくるので、上層の経営のみを利する結果になる価格大幅引き下げよりは農民に受け入れられ安からである。

第2に、超国家である EC と国民国家とが共に農業政策の部分的な担当者であることから、他の国にはみられない独自の過剰生産を許す構造が出来上がっている。通常の国民政府の場合には、農業関係のみが突出した予算を獲得できるのは政府全体がそれを国家的重点課題とした場合のみであり、それ以外の場合には少なくとも他の支出分野とのバランスがはかられる。ところが、EC では他の支出分野とは一応無関係に、EC レベルで、支持価格等が決定される。その際決定者である農林大臣が念頭におくのは、自国の農民との関係であり、特に本年の西ドイツのように選挙の年であったりすれば、農民票を意識した行動は更に強まるのである。こうして生じてくる過剰生産に対応するために必要な支出は、EC の補正予算として各国から追徴され、結局は承認されるという経過を繰り返してきたのである。しかし他方でそれは EC の不況克服政策支出を抑制・削減する結果となり、1980年代半ばには由々しい問題に転化しているのである。

23) EC 委員会の見積りでは、本年のバターの介入による在庫の増加は記録的な50万トン、介入価格はトンあたり3120 ECU であるから増加分のみで約15億 ECU、保蔵コストはトンあたり400 ECU/年、それゆえ増加分だけで最大2億 ECU、合計約17億 ECU となる。しかも保蔵されるバターは時と共に価値を喪失する。最近輸出された3年物のバターはトンあたりわずか92 ECU であった。これでは保蔵するより捨てた方がはるかに安上がりなのである。

24) Jopling, Michael(イギリス農相)の表明。in: Agra Europe [3], pp. 2-4.

25) Kiechle, Ignaz [14]. ドイツ農民同盟も同じ見解である(Heerman, C. F. [8])。

EC委員会の“Green Paper of 1985”は、market-orientedな政策を明確に打ち出しており、それはまたGATTの原則に沿っている。高度資本主義の農業保護政策が発展途上国の農業と外国為替の獲得——したがってまた経済全般——を阻害しているが故に、UNCTADや世界銀行も推奨している政策改善の方向である。そしてそれはEC内部でも農業以外の諸階級によって支持される方向と考えられる。だがそれがEC構成国の農林大臣を含む農業関係者の間で受け入れられる展望は先ず皆無である。EC農相理事会では、農林大臣は財政危機を一時しのぎでできる最低限の改革しか受け入れないからである。それ故、Agra Europeは、穀物部門においても、結局なんらかの割当制や共同責任制を混合してその都度適用する方式が採用されるであろうと予想している。それは過剰生産の是正にも、財政支出の抑制にも、根本的な対策とはならないであろうから、今後ともEC財政危機は繰り返し生じ、そのたびにEC委員会はなんらかの「生産管理機構」を案出しなければならぬであろう²⁶⁾。それを見越してか、EC委員会も、価格引き下げ/所得補償方式が穀物部門に受け入れられない場合の「最後の手段 something of a last resort」は割当制であると述べているのである²⁷⁾。

5. 評価と若干の展望

EC財政危機を激化させている農業部門の一般的なそして構造的な過剰生産は、アメリカにおいても1980年代に入って見受けられるのであって、ECのみに特異な現象というより、高度資本主義にとって共通の問題と考えたほうがよいと思われる。その意義は次の点に見出せよう。

第1に、福祉国家の一環として農業部門で実施してきた所得補償の政策がついにコントロールの極めて困難な過剰生産を帰結したということであり、そのような福祉国家政策の限界を示している。第2に、農業における一般的構造的過剰生産に対する高度資本主義のコントロール能力の喪失は、

過剰生産に限度を設けることを極めて困難にし、1980年代初頭不況以降の低成長と財政収入の制約の下で財政危機を招来している。

この2つは、極限に進めば、「都市と農村」との激突を生じさせるであろう。かつて大内力氏は、一方で国家独占資本主義が農業を生産の面でも雇用の面でも「マイナーな部門」とし、他方でそれが政策能力を高めたことによって、「それ(農業問題)がもはや現代の資本主義にとって決定的な問題ではなくなった」ということ、農業問題は「体制にとっては問題たる意味を失っているのであり、それこそが国家独占資本主義的な意味における農業問題の『解決』の仕方なのである」との評価を下した²⁸⁾。しかし1980年代に至って農業問題は再び体制問題として復活してきたと考える。

第3に、世界市場との関連が重要である。高度資本主義にとって過剰生産のはけ口は世界市場であるが、1980年代に顕在化してきた世界的な農産物の過剰生産——それはすでに世界農業恐慌と特徴づけることのできる内容を備えているように思うのだが——と絡み合うことによって、過剰生産の克服が決定的に困難にされている。本年に入って頻発しているアメリカとECとの激しい対立、さらにはGATT新ラウンドにおけるいわゆる「自由輸出14ヵ国」のアメリカ、EC批判は、この世界農業恐慌を背景としているのである。生産性を高める農業技術や農業関連のインフラストラクチャーの改善はなにも高度資本主義の独占物ではない。発展途上国においても、例えば「緑の革命」の過程で、様々な問題を生み出しながらも、農業生産性は上昇し、それらの国の輸出能力や自給率を高めた。「緑の革命」に一定の成功を納めたインドの場合には、小麦など主要穀物の自給率が特に1980年代に入って上昇し、その国の総輸入に占める食料輸入の割合は、1974-76年平均の約24%から1979-82年平均の約9%へ減少し、

28) 大内力 [19], 27-9 ページ。もっとも大内氏は同じ箇所ではスタグフレーションが顕在化してくると農業部門の有効需要支持能力に問題が生じるかもしれないと指摘している。しかし農業問題は先ず一般的過剰生産という「古典的な」形で現れた。

26) Agra Europe [1], p. 17 (No. 8).

27) Commission of the EC [5], 1985, p. 74.

かつての大輸入国から輸出国へ変貌を遂げつつある。またサウジアラビアのような国でさえ、補助金の支給によって小麦自給政策をとった結果、1978年にはゼロだった生産が86年には200万トンにも達して中東地域中心に輸出を行いまた転作を図らざるを得ない羽目に陥っているのである(*Financial Times*, 1. 8. 86)。こうして輸入は減少し、輸出は増加するというのが現在の世界農産物市場の基本的なトレンドなのである。農業政策に支えられた高度資本主義の農産物輸出は、補助金によって急速に伸び、本稿冒頭に述べたように、1978年から食料品貿易収支はついに発展途上国の赤字、工業国の大幅黒字に転化した。こうして高度資本主義の農産物過剰生産はその工業品等の発展途上国への輸出制約要因に転化し、自らの恐慌と長期不況からの脱出を制約しているのである。

農業政策の過剰生産コントロール能力の低下は、アメリカにおいてさえ政府提案の議会での修正という形で現れているが、ECにおいて極端である。農業関係者は政府(ECを含む)から農民まで、1980年代に生じている過剰生産構造の維持に利益を見出し、それを変更しないように政治的な圧力を行使することに成功するとしても、それは一方でEC財政をめぐる「都市と農村」との対立を、他方で世界農業恐慌を、一層深化させるだけであろう。だが価格引き下げ/所得補償方式が採用される展望はなく、可能なのは生産割当制強化の方向である。その際農民の抵抗をかむすための「再国民化」の進展は不可避であろう。開始されたGATTの新ラウンドがこのような状況になんらかの救いをもたらさうであろうか。

(東北大学経済学部)

参考文献

- [1] Agra Europe, "A New Perspective for the CAP? The EEC Commission's Policy Options" (*Agra Briefing* No. 8), August 1985.
 [2] Agra Europe, "The 1986 EEC Farm Price Agreement and the Future of the C. A. P." (*Agra Briefing* No. 10), April 1986.
 [3] Agra Europe, "Papers presented at the 1986 European Agricultural Outlook Conference" (*Agra Europe Special Report* No. 30), 1986.
 [4] Commission of the EC, *Perspectives for the*

Common Agricultural Policy (*Communication of the Commission to the Council and the Parliament*), COM (85) 333 final, Brussels, 15 July 1985.

[5] Commission of the EC, *The Agricultural Situation in the Community*.

[6] Dickinson, Tim, "The EEC Dairy Surplus," in: *Financial Times*, 3 Sept. 1986.

[7] ファビアニ、グイド『戦後イタリア農業の発展と危機』富山和夫/堺憲一監訳、大明堂、1985年。

[8] Heerman, Constantin Freiherr, "Erhaltung der bäuerlichen Agrarstruktur als Ziel," in: *Wirtschaftsdienst*, 1986/I.

[9] 磯野喜美子「EC 共通農業政策 CAP の途上国への影響——キャッサバと砂糖の例を中心として」『商学論集』(同志社大学大学院)、1985年10月。

[10] 加賀爪優「オセアニアにおける一次産品貿易の動向と輸出多角化政策」紙谷貢/是永東彦編『農業保護と農産物貿易問題』農業総合研究所、1985年。

[11] Johnson, D. Gale/Kenzo Hemmi/Pierre Lardinois, *Agricultural Policy and Trade: Adjusting Domestic Programs in an International Framework*, 1985.

[12] Jonston, Michael, "Some Implication for International Trade," in: *Perspectives for the Common Agricultural Policy*. Papers presented at a seminar on the EEC Commission's Green Paper (*Agra Europe Special Report* No. 28), 1986.

[13] Kaletsky, Anatole, "Liberalising Agriculture — A World Bank Pipe-dream," in: *Financial Times*, 8 July 1986.

[14] Kiechle, Ignaz, "Überlegung zur Neuausrichtung der EG-Agrarpolitik," in: *Wirtschaftsdienst*, 1986/I.

[15] Koester, Ulrich/Malcom D. Bale, "The Common Agricultural Policy of the European Community. A Blessing or a Curse for Developing Countries?" (*World Bank Staff Papers* No. 630), 1984.

[16] Kommission der EG, *Memorandum zur Reform der Landwirtschaft in der EG.*, 1968.

[17] *Official Journal of the European Communities*, L 90, 1 April 1984.

[18] *Official Journal of the European Communities*, L 132, 18 May 1984.

[19] 大内力『現代アメリカ農業』東大出版会、1975年。

[20] 田中素香『欧州統合——EC 発展の新段階』有斐閣、1982年。

[21] 柘植徳雄「ECにおける農業保護政策の構造」紙谷貢/是永東彦編『農業保護と農産物貿易問題』農業総合研究所、1985年所収。

[22] UNCTAD『農業における保護主義と構造調整』日本経済調査協議会訳、昭和59年。原資料: *Protection and Structural Adjustment*, reported by the UNCTAD Secretariat, March 1983.